

第3編 解説

第3編 解説

1 市民経済計算の考え方

市民経済計算は、市民経済の循環と構造を、生産、分配、支出の三面において計量把握することにより市民経済の実態を包括的に明らかにする総合的な経済指標である。

「農林水産業」、「製造業」、「建設業」などの各産業は、労働者や機械・設備などを使い、原材料を投入して財貨・サービスを生産する。この生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって合計したものが生産総額（産出額）である。しかし、その中には、生産にあたって原材料として投入された、中間成果物の費用である中間投入額が含まれているので、生産総額（産出額）から中間投入額を除くことにより、生産活動によって新たに生み出された付加価値（総生産額）が得られる。

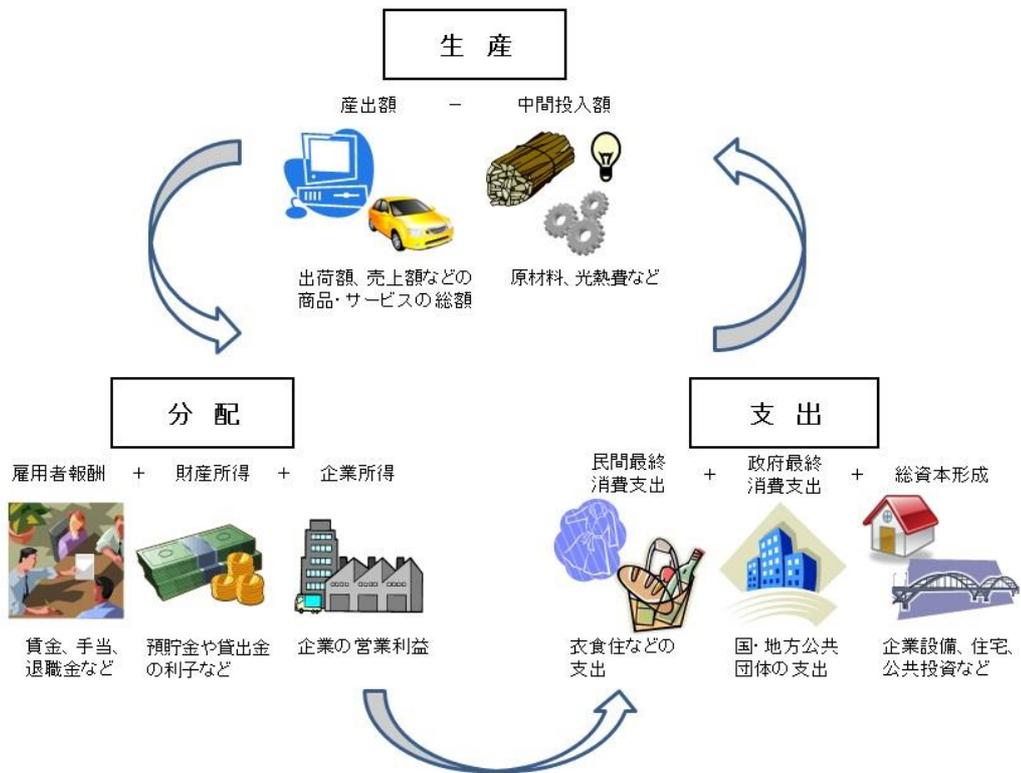
$$\text{付加価値（総生産額）} = \text{生産総額（産出額）} - \text{中間投入額}$$

さらに、その中には、建物や設備などが生産過程において減耗する価格分（固定資本減耗）が含まれており、その部分を除くことにより、正味の付加価値（純生産額）が得られる。

$$\text{正味の付加価値（純生産額）} = \text{付加価値（総生産額）} - \text{固定資本減耗}$$

こうして生産活動によって新たに生み出された付加価値は、生産に参加した各生産要素に、すなわち労働者には賃金、企業には利潤などの形で分配され、この分配された付加価値は、消費や投資などの形で支出される。

このように、経済活動は、＜生産→分配→支出＞という循環を繰り返すが、これらは、同一の価値の流れをそれぞれ異なった側面から捉えたものであり、概念上の調整を加えると、＜生産＝分配＝支出＞の関係が成り立つ。これを、「三面等価の原則」という。



2 市民経済計算の基本的概念

(1) 市内概念と市民概念

市経済を把握する上で市内概念（属地主義）と市民概念（属人主義）がある。

市内概念とは、市という行政区域内での経済活動を、携わった者の居住地にかかわらず把握するものである。一方、市民概念とは、市内居住者の経済活動を地域にかかわらず把握するものである。

市民経済計算では、生産に関する勘定は市内概念、市民所得に関する勘定は市民概念、市内総支出に関する勘定は市内概念で捉える項目と市民概念で捉える項目がある。

(2) 総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備などの固定資産は生産の過程において消耗していく。この消耗の価格分（固定資本減耗）を含んだ形で付加価値を評価するものを総（グロス）生産といい、控除して評価するものを純（ネット）生産という。

(3) 市場価格表示と要素費用表示

付加価値を表示するのに、市場価格で捉える方法と要素費用で捉える方法がある。市場価格表示とは、付加価値を市場で取引される商品の売買価格（市場価格）により評価する方法であり、要素費用表示とは、生産のために必要とされる労働や資本などの生産要素に対して支払われた費用（賃金、利潤など）により評価する方法である。

要素費用表示の市内純生産に生産・輸入品に課される税を加え補助金を控除したものが、市場価格表示の市内純生産となる。

市場価格表示の市内純生産

= 要素費用表示の市内純生産 + 生産・輸入品に課される税 - 補助金

(4) 名目と実質

名目値は、物価変動が含まれている年々の時価を評価基準として評価したものである。これに対して実質値は、物価変動の影響を除き、数量の動きを計算したもので、経済の実質的な伸びを見る場合に用いられる。この実質値を直接推計することは困難であるため、各種物価指数を利用して作成したデフレーター（物価調整指数）で名目値を除して値を求めている。

デフレーターは経済活動別市内総生産では連鎖方式、市内総生産（支出側）では固定基準年方式により算出してきたが、平成27年度推計から、市内総生産（支出側）でも連鎖方式により算出することとした。

① 固定基準年方式

- ・ 基準年を固定

- ・基準年から離れるほど財貨・サービス間の相対価格が拡大（バイアスが大きくなる可能性）

② 連鎖方式

- ・前年を基準年とし、それらを毎年毎年積み重ねて接続する
- ・バイアスが解消され、最近のウェイト構造が反映される
- ・実質値に加法整合性がないので、合計と内訳の和が一致しない

（５）帰属計算

市民経済計算に特有の概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったのにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。

例えば、家計最終消費支出には、帰属家賃や農家における農産物の自家消費等が含まれ、通常の家計簿ベースの支出より範囲が広がっているなど、市民経済計算の各項目をみる場合、その範囲には十分注意する必要がある。

例：帰属家賃

実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。また、帰属家賃には、給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれる。

（６）経済活動別分類と制度部門別分類

市民経済計算のように、マクロ集計量を取り扱う勘定体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要がある。その場合、いくつかの観点からの分類基準が考えられるが、市民経済計算の体系においては、国民経済計算に準拠し、実物と金融の２分法に従って、２種類の取引主体に分類している。

一つは財貨・サービスの流れ、つまり実物のフローの取引に関与する主体であり、生産、消費及び資本形成の諸勘定に関連するものである。これは、生産、消費及び資本形成の経済活動に関連するところから、経済活動別分類と呼ばれる。経済活動別分類は、取引主体を財貨・サービスの生産及び使用に関与する性格に従って、事業所が分類単位とされる。

もう一つは、資金の流れ、つまり金融フローに関与する主体であり、所得支出、資本調達及び市民貸借対照表の諸勘定に関連するものである。これは所得の受取や処分、資金の調達や運用など、組織体の意思決定に関連するところから、制度部門別分類と呼ばれる。制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払や財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位を基準として行われる。この分類において、取引主体は主として機能、行動、目的等を基に、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の５つに大別される。

(7) 遡及改定

市民経済計算は、多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、その中には毎年実施されないものも多く、実施されない中間年次については、便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。したがって、新しい調査結果が公表された時は、そのデータを使って過去に遡って数値を改定している。

このように、市民経済計算は過去の年度の数値についても遡って改定を行っているため、推計結果の利用にあたっては注意が必要である。

3 国民経済計算体系（SNA）と市民経済計算

（1）SNAとは

SNA（System of National Accounts の略称）は、国民経済計算体系と訳される。これは一国の経済を共通の国際基準により、様々な側面から系統的・組織的に把握し、その国の経済の全体像を明らかにしようというマクロ統計の体系である。

この統計は各国が独自の方法で作成すれば基準がまちまちとなるため、国際比較をすることができなくなる。よって、国際連合が国民経済計算のフレームワークとして共通の基準を提示し、加盟国にこの基準を採用するように働きかけてきた。

（2）SNA をめぐる世界の動き

SNA の策定が最初の成案をみたのは、1953 年（昭和 28 年）の 1953SNA である。その後 2 回の部分改定を経て、1968 年（昭和 43 年）に新 SNA（1968SNA）が採択された。その後、1993 年（平成 5 年）に 1993SNA が、2009 年（平成 21 年）に 2008SNA が採択された。

（3）日本における対応

日本においては 1978 年（昭和 53 年）に、従来の国民所得統計から 1968 年 SNA に準拠した国民経済計算体系（JSNA）に移行した。その後、2000 年（平成 12 年）には 1993SNA に、次いで 2016 年（平成 28 年）には 2008SNA に対応した。

（4）大阪市における対応

市民経済計算の体系は、国における国民経済計算体系の基本的な考え方やその構造に準じて整備を行っている。

日本の国民経済計算体系が新しい SNA に対応することに伴い、市民経済計算においても新たな市民経済計算体系への移行が進められてきた。本市においては、昭和 52 年度推計から 1968SNA に対応した体系への移行をすすめ、平成 12 年度推計からは 1993SNA に対応した体系に移行した。平成 27 年度確報推計からは 2008SNA 体系に移行している。

4 2015年（平成27年）基準改定の主な項目

2015年（平成27年）基準改定においては、「構造統計の反映によるベンチマーク（基準）の変更」、「国際基準（2008SNA）への対応」、「経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善」という3つの観点から改定が行われた。主な改定項目は次のとおりである。

（1）改装・改修は総固定資本形成として記録

従来、すべてを中間消費としていた建設補修のうち、機能の向上や耐用年数を延ばすような改装・改修（リフォーム・リニューアル）に係る産出部分を新たに総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に記録することとなった。

（2）分譲住宅販売マージン等は総固定資本形成として記録

従来は推計の対象外であった分譲住宅の販売マージン及び非住宅不動産の売買仲介手数料を、所有権移転費用として新たに総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に記録することとなった。

（3）娯楽作品原本は総固定資本形成として、著作権等サービスは産出として記録

映画原本、テレビ番組原本、音楽原本及び書籍原本を新たに総固定資本形成（民間企業設備）に記録することとなった。これに伴い、著作権（生産資産）の使用に対する受払を、従来賃貸料（財産所得）ではなく、著作権等サービスとして産出に記録することとなった。

（4）リース区分に対応した資産の記録

固定資産のリース取引について、フィナンシャルリース（対象となる資産の法的所有権は貸手であるものの、経済的所有権は借手に移転しているため、SNAでは借手の資産として記録）とオペレーティングリース（対象となる資産は法的所有権・経済的所有権ともに貸手であり、SNAでは貸手の資産として記録）に区分して記録することとなった。

（5）住宅宿泊事業（民泊）についての計測

住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる民泊を対象とした住宅宿泊サービスを住宅賃貸業にて、住宅宿泊仲介サービスを旅行・その他の運輸附带サービス業にて推計することとなった。

（6）中央政府等の扱い変更への対応

市内に所在する中央政府の地域事業所（国の出先機関等）及び全国社会保障基金の地域事業所並びに大阪府の事業所及び地方社会保障基金（大阪府）の事業所について、従来は市内に所在する制度単位として扱っていたが、準地域の制度単

位に属する事業所として位置付けることとなった。これに伴い、2011年（平成23年）基準における制度部門「一般政府」は、2015年（平成27年）基準において地方政府（大阪市）及び大阪市によって設定、管理されている社会保障基金からなる「一般政府（地方政府等）」に変更されることとなった。ただし、分配系列における概念説明や一般政府全体を推計する場合は引き続き「一般政府」を用いる。

制度部門名(※1)		2015年基準改定より使用する 制度部門名にかかる用語(※2)	対象機関(県民経済計算に おける事業所の扱いを含む)
一般政府	中央政府	中央政府等	中央政府及びその地域事業所 (本府省、出先機関等)
	社会保障基金		全国社会保障基金及びその 地域事業所(本部、支部等)
		地方政府等	うち政令市等
	地方政府		

大阪市民経済計算で用いる「一般政府（地方政府等）」は、上図の「うち政令市等」で記載される範囲のことを指す。

※1: 従前より、標準方式等に記載されている制度部門名。

※2: 中央政府等の取扱い変更に伴い、2015年(平成27年)基準から使用する制度部門に係る用語。

資料: 「県民経済計算推計方法ガイドライン(2015年(平成27年)基準版)」の序 図表5-1(内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部、2022年2月)より

① 生産系列

中央政府の地域事業所等の産出額は、生産費用の合計により推計される。生産費用すなわち中間投入額、雇用者報酬等は、中央政府等の扱い変更後も地域に記録する。よって、変更後も、市内総生産（生産側）は変化しない。なお、中央政府等の固定資本減耗は、当該固定資産が所在する地域に記録する。

② 分配系列

中央政府の地域事業所等を制度単位として擬制しないため、主に次の点を変更することとなる。

- ・ 第一次所得の発生と配分では、「生産・輸入品に課される税」及び「財産所得」（国債の利払い、FISIM消費額等）の受取・支払の扱いに変更が生じる。変更後は、域外（準地域）の中央政府等と域内にある制度部門との直接取引として記録する。また、市内制度部門が財産所得及び地方政府分に係る生産・輸入品に課される税（控除）補助金の受払い後に受け取った所得の合計額は、市民所得の第一次所得バランスとして表される。

- ・ 第二次所得の分配（経常移転）では、「一般政府内の経常移転」において中央政府等の地域事業所の貯蓄を0にする調整はなくなる。（中央政府等の地域事業所は域内制度単位としては存在しないため、市内に所在する事業所であっても、域内において貯蓄等所得支出勘定の計数が記録されることはない。）

③ 支出系列

中央政府の地域事業所等が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出され、そこで最終消費することとなる。したがって、中央政府の地域事業所等の最終消費支出はなくなるが、域外への政府サービスの移出によって相殺され、市内総生産（支出側）の総額に影響はない。また、中央政府の地域事業所等の総固定資本形成は、当該固定資産が所在する地域に記録するため、市内総生産（支出側）に影響はない。

5 統計表にかかる用語解説

主要系列表 経済活動別市内総生産

経済活動別市内総生産は、一定期間内に市内の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示したものである。

(1) 市内総生産

産出額から物的経費（中間投入額）を控除したものにあたり、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金からなる。

総生産は、市内概念によって捉えられたものであるので、市内で生産された生産物であれば、市外居住者に対し所得として分配されたものも含まれるが、市外からの所得で、その源泉が市外の生産にかかわるものは含まれない。

市内総生産に、市内外の所得受払の差額である域外からの要素所得（純）を加算すれば、市民総所得（市場価格表示）が得られる。

(2) 輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税の一種で、関税、輸入品に係る内国消費税からなる。なお、輸入品に課される税・関税は各経済活動への格付けが難しいため、欄外で一括計上している。

(3) 総資本形成に係る消費税

課税業者の資本形成に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除）が採られている。このため、支出系列の総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）においては、この控除分（＝総資本形成に係る消費税）を除いた金額で記録されている（修正グロス方式）。生産側から市内総生産を推計する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため、一括して控除処理を行っている。

主要系列表 市民所得及び市民可処分所得の分配

市民所得及び市民可処分所得の分配は、市内居住者が一定期間に携わった生産活動によって得た純付加価値額及び財産所得（第1次所得）を制度部門別に分配した上で、経常移転（純）を加えて制度部門別の可処分所得を記録する。

財産所得は、非企業部門については、受取及び支払が記録される。企業部門については、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受取（純）を加えた企業所得が示される。

以上の財産所得と企業所得に雇用者報酬を加えた合計額が要素費用表示の市民所得である。これに生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）が加算されて第1次所得バランスの市民所得となり、さらに経常移転の受取（純）が加えられて市民可処分所得となる。

（1）市民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への配分額を指すもので、家計部門の受取にのみ記録される。

市民雇用者とは、市内に居住し、市場生産者・非市場生産者を問わずあらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。具体的には次の項目によって構成されている。

① 賃金・俸給

現金と現物の給与の双方を含む。このうち現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等も含まれる。現物給与は、自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

② 雇主の社会負担

雇主の現実社会負担と雇主の帰属社会負担からなる。

ア 雇主の現実社会負担

雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれる。雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。

雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療保険、介護保険、

雇用保険及び児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

イ 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担に分かれる。雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち、確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ記録される概念である。これら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分に、これら制度の運営費を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。

雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

(2) 財産所得（非企業部門）

一般政府（地方政府等）、家計、対家計民間非営利団体ごとに財産所得の受払を表示したものであり、企業部門の財産所得は企業所得に含まれる。

金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る投資所得と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る賃貸料からなる。更に内訳として、次の4つに分類される。

① 利子

特定の種類の金融資産（例えば、預金、債務証券、貸出等）の所有者である制度単位が、それを他の制度単位の自由な使用に委ねることにより受け取る所得を指す。ただし、市民経済計算上に記録される利子のうち、預金や貸出・借入に係る利子は、FISIM調整後の概念である。

② 法人企業の分配所得

配当と準法人企業所得からの引き出しに分かれる。配当は、法人企業の発行する株式（持分）の所有者たる株主が、資金を当該法人企業が自由に使用できるように資金提供（投資）を行った結果として受け取る投資所得を指す。準法人企業所得からの引き出しは、法人企業ではないが、これと同様に行動する制度単位である準法人企業について、その所有者が当該企業から引き出す資金を指し、株式会社（法人）の持分権者が受け取る配当と性質が類似するものである。

③ その他の投資所得

保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得からなる。

ア 保険契約者に帰属する投資所得

生命保険や非生命保険の保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得（保険帰属収益）及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に帰属するものであるため、保険会社から、保険契約者に一旦保険契約者に帰属する投資所得として支払われ、同額が、追加保険料として、保険契約者から保険会社に払い戻されるという迂回処理を行っている。

イ 年金受給権に係る投資所得

雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金等）について、制度を運営する年金基金（金融機関）に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。現実には年金基金が留保するものであるが、保険契約者に帰属する投資所得と同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担（＝家計の追加社会負担）として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われる。

ウ 投資信託投資者に帰属する投資所得

投資信託の留保利益分を指す。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託（金融機関）から投資者（家計等）に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という迂回処理を行う。

④ 賃貸料

土地等の非生産資産の所有者である制度単位（賃貸人）が、他の制度単位（賃借人）にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指す。具体的には、土地の純賃貸料である。2011年（平成23年）基準では著作権使用料も賃貸料に含まれていたが、2015年（平成27年）基準では生産系列において著作権等サービスとして記録される。

（3）企業所得

営業余剰・混合所得に財産所得の受取（純）を加えたものであり、民間法人企業、公的企業、個人企業ごとに示される。

営業余剰・混合所得は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指す。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上、営業余剰・混合所得は存在しない。

営業余剰は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。混合所得は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、営業余剰と区別して記録される。

（４）市民所得（要素費用表示）

要素費用表示の市民純所得のことで、通常、市民所得という場合にはこれを指す。市民雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得を合計して求める。

（５）生産・輸入品に課される税（控除）補助金

生産・輸入品に課される税と控除項目の補助金からなる。2015年（平成27年）基準では、分配系列においては地方政府分のみが記録の対象となる。

① 生産・輸入品に課される税

原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。

（例）消費税、関税、事業税、不動産取得税、印紙税、固定資産税など

② 補助金

一般的に、一般政府から市場生産者に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄い、財貨・サービスの市場価格を低下させる、という3つの条件を満たす経常的交付金を指す。

（６）市民所得（第1次所得バランス）

市民所得（要素費用表示）に生産・輸入品に課される税（控除）補助金の地方政府分を加算したものである。

（７）経常移転の受取（純）

財産所得以外の経常移転（年金受給権の変動調整を除く）の純受取額（受取一支払）であり、大別すると次の4つに分類される。

① 所得、富等に課される経常税

主に、生産活動又は資産の貸借から得られる家計の所得、企業の利潤などに課される税及び、家計による自家用車など生産活動に結びつかない資産の保有

に課される税からなる。なお、相続、贈与等による資産の取得に課される税は資本税と呼ばれ、本項目ではなく、資本移転扱い（資本勘定）である。

（例）所得税、法人税、市町村民税、家計の負担する自動車関係諸税など

② 純社会負担

社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実又は帰属の支払を指す。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は雇主の社会負担といい、前述（市民雇用者報酬の項）のとおり、雇主の現実社会負担と雇主の帰属社会負担からなり、雇用者報酬に含まれる。また、雇用者本人が行う負担は、家計の現実社会負担と家計の追加社会負担からなる。なお、年金基金については、同制度の運用費用（年金基金の産出額に相当）を、年金制度の手数料という控除項目として記録する。

上記の雇主の現実社会負担、雇主の帰属社会負担、家計の現実社会負担、家計の追加社会負担の合計から、年金制度の手数料を控除した集計値を純社会負担と呼ぶ。

③ 社会給付

病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えという見方を前提として、家計に対して支払われる経常移転として扱う。現物社会移転以外の社会給付と現物社会移転に分けられる。

ア 現物社会移転以外の社会給付

具体的には、現金による社会保障給付、その他の社会保険年金給付、その他の社会保険非年金給付、社会扶助給付の4つに分類される。

現金による社会保障給付は、一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付が記録される。

その他の社会保険年金給付は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指す。

その他の社会保険非年金給付は、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指す。

社会扶助給付は、社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。

イ 現物社会移転

一般政府又は対家計民間非営利団体の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指し、当該財貨・サービスを市場で購入したものであるか、非市場産出として生産したものかに分かれる。

④ その他の経常移転

非生命保険金、非生命純保険料、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転の4つに分類される。

非生命保険金は、損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。

非生命純保険料は、非生命保険に係る保険契約者ないし定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料ないし保証料の総額から、非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ（非生命保険、定型保証の産出額）を差し引いたものであり、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示す。

一般政府内の経常移転は、一般政府の内訳部門（中央政府、地方政府、社会保障基金）の間の経常移転を指す。

他に分類されない経常移転は、一般政府により強制的に課せられた罰金・科料、個人間の仕送りや贈与、寄付等の移転、対家計民間非営利団体である私立学校に対する政府の助成や個人の寄付、社会給付を除く一般政府から他の制度部門への経常的支出を賄う観点から支払われる給付金や補助金等、日本銀行の非市場サービス産出に対応する中央政府への経常移転、等が含まれる。

（注）年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、制度部門別所得勘定で、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

（8）市民可処分所得

市民所得（第1次所得バランス）に経常移転の受取（純）を加えたもので、市民全体の処分可能な所得を表している。これを支払の面からみると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に処分される。

主要系列表 市内総生産（支出側）

市内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。市内総生産（支出側）では、国民経済計算に準じ、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入が、種類別、支出主体別等の細目とともに表章される。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出入とともに示される。実質値は、生産側と同じく連鎖方式による。

なお、市内総生産（支出側）の実質値は、市内総生産（生産側）の実質値とし、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出及び総資本形成の実質値の合計との差を、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」の実質値とする。

（1）民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

① 家計最終消費支出

居住者である家計（個人企業を除く）の消費財及びサービスに対する支出である。家計が行う住宅の購入は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録される（持ち家の帰属家賃）。家計最終消費支出は、消費者としての家計がどのような種類の効用を求め財貨・サービスを消費したのかという13の目的別に分類されており、これは国際連合の示す「個別消費の目的別分類（COICOP）」に準拠している。

② 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額（中間投入額＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から財貨・サービスの販売と自己勘定による総資本形成（研究・開発）を控除したものである。

（2）地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額（中間投入額＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料）と自己勘定による総資本形成（研究・開発）を差し引いたものに、現物社会移転（市場産出の購入）（社会保障による医療費・介護費の給付等）を加えたものを地方政府等最終消費支出として記録する。

（3）市内総資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないものがあり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

① 総固定資本形成

有形又は無形の資産の取得であり、「住宅」、「その他の建物・構築物」、「機械・設備」、「育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）」、「知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等）」を含む。なお「防衛装備品」については基礎データの制約等から市単位では計測は困難であるため推計しない。

中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内に使用され尽くすか、あるいは将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。

② 在庫変動

企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚卸資産のある一定期間における数量の変動を、その期間の市場価格で評価したものである。

期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られるが、この増減額には期首と期末の評価価格の差による変化も含まれる。この評価価格の差の分を除いた在庫品評価調整後の計数を推計値とする。

(4) 財貨・サービスの移出入（純）

財貨・サービスの海外及び域外との取引と直接購入から構成される。このうち直接購入とは、居住者（非居住者）による市外（市内）での直接購入（域外での消費）である。

(5) 統計上の不突合

市内総生産の生産側と支出側の数値は概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法（基礎資料や推計方法）が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章する。

(6) 市外からの要素所得（純）

市民所得から市内純生産（要素費用表示）を差引いて求める。生産要素に対して支払われる雇用者報酬や資産の貸借による財産所得に係る市外との受払である。

(7) 市民総所得（市場価格表示）

市内総生産（支出側）に市外からの要素所得（純）を加算して、市民ベースの総所得が求められる。

市内総生産勘定（生産側及び支出側）

市内における経済活動を総括する市内総生産を生産側と支出側から捉えるものである。

勘定の支出側は、市内の経済活動によって生み出された財貨・サービスのうち、最終需要にかかる支出を市場価格によって評価したものが市内総支出である。構成項目としては、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、市内総固定資本形成、在庫変動、財貨・サービスの移出入（純）、統計上の不突合が示されている。

勘定の生産側は、市内の生産活動によって発生した付加価値を市場価格によって評価したものが市内総生産である。市内総生産の構成項目としては、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金（中央政府、地方政府）が示される。

経済活動別市内総生産及び要素所得

経済活動別に市内総生産の1次分配が示される。経済活動別市内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の市内純生産が、さらに、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して市内要素所得が得られる。市内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

6 経済活動別分類（SNA分類）と日本標準産業分類の対応

JSNA経済活動分類 (2015年(平成27年)基準)	日本標準産業分類 (2013年(平成25年)10月改定)
1 農林水産業 1 農業 2 林業 3 水産業	1 農業 (0113野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014園芸サービス業→その他のサービス) 2 林業 113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」 3 漁業(水産養殖業を除く) 4 水産養殖業
2 鉱業 4 鉱業	5 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業 5 食料品 6 繊維製品 7 パルプ・紙・紙加工品 8 化学 9 石油・石炭製品 10 窯業・土石製品 11 一次金属 12 金属製品 13 はん用・生産用・業務用機械 14 電子部品・デバイス 15 電気機械 16 情報・通信機器 17 輸送用機械 18 印刷業 19 その他の製造業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場 11 繊維工業 (1113炭素繊維製造業→窯業・土石製品) 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 (1641脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品) 17 石油製品・石炭製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 (2181砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」 15 印刷・同関連業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業

JSNA経済活動分類 (2015年(平成27年)基準)	日本標準産業分類 (2013年(平成25年)10月改定)
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 20 電気業 21 ガス・水道・廃棄物処理業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業 22 建設業	6 総合工事業 7 職別工事業(設備工事業を除く) 8 設備工事業
6 卸売・小売業 23 卸売業 24 小売業	50 各種商品卸売業 \ 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」 56 各種商品小売業 \ 58 飲食料品小売業 \ (5895料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) 60 その他の小売業 (6033調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運輸・郵便業 25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 \ 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む) 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く) 791 旅行業

JSNA経済活動分類 (2015年(平成27年)基準)	日本標準産業分類 (2013年(平成25年)10月改定)
8 宿泊・飲食サービス業 26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く) 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)
9 情報通信業 27 通信・放送業 28 情報サービス・映像音声文字情報制作業	37 通信業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業 29 金融・保険業	62 銀行業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関(6421質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
11 不動産業 30 住宅賃貸業 31 その他の不動産業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く) (6912土地賃貸業を除く) 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場(所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業
12 専門・科学技術、業務支援サービス業 32 専門・科学技術、業務支援サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) (727著述家・芸術家→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの) (746写真業→その他のサービス) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務 33 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体

JSNA経済活動分類 (2015年(平成27年)基準)	日本標準産業分類 (2013年(平成25年)10月改定)
14 教育 34 教育	7721 配達飲食サービスのうち「学校給食」 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 (821社会教育、823学習塾、824教養・技能教授業→その他のサービス) (8229その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)
15 保健衛生・社会事業 35 保健衛生・社会事業	6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511社会保険事業団体→公務)
16 その他のサービス 36 その他のサービス	14 園芸サービス業 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (うち791旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合(他に分類されないもの) 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) (901機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業) 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 (952と畜場→食料品製造業)

資料：「県民経済計算推計方法ガイドライン(2015年(平成27年)基準版)」の注記及び補論(内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部地域・特定勘定課、2022年2月)より